

## 清水町ふるさと納税支援業務仕様書

### 1 業務名

清水町ふるさと納税支援業務

### 2 目的

ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・発送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品の拡充・改善対応及び情報発信等の多岐に渡る業務について、公募型の企画提案方式により、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を特定することを目的とする。

### 3 履行場所 清水町内全域

### 4 履行の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 5 委託業務の主な内容

- (1) ふるさと納税に係る寄附情報（受付・収納）の管理に関する業務
- (2) 返礼品提供事業者への発注及び配送管理に関する業務
- (3) 返礼品提供事業者への支払いに関する業務
- (4) 新たな返礼品の企画及びプロモーションに関する業務
- (5) その他ふるさと納税関係業務に関すること

### 6 委託業務の詳細

- (1) ふるさと納税に係る寄附情報（受付・収納）の管理に関する業務
  - ① 寄附（ポータルサイト経由を含む）の申込情報を管理すること。
  - ② 寄附の申込情報管理を、本町が随時確認できるようにすること。
  - ③ 寄附金額及び寄附件数等、本町が定める項目について定期的に報告を行うこと。
  - ④ 郵便又は窓口等、寄附受付サイト以外の方法による寄附があった場合に、寄附者が返礼品を選択し、寄附の申込情報を管理するシステムに情報を入力することによる取扱いが可能な体制を整えること。
- (2) 返礼品提供事業者への発注及び配送管理に関する業務
  - ① 返礼品提供事業者への返礼品の発注及び配送の管理を行うこと。
  - ② 返礼品の在庫管理を適切に行うこと。
  - ③ 返礼品提供事業者への発注は、寄附金の納入確認後、速やかに行うこと。
  - ④ 配送遅延、返礼品破損、梱包箱の破損等、配送に係るトラブルや、返礼品に対するクレーム等が生じた場合、速やかに寄附者への対応を行うこと。
- (3) 返礼品提供事業者への支払いに関する業務
  - ① 配送手配が完了した返礼品の実績に基づき、返礼品の調達費用を月末締め

で取りまとめ、本町へ請求すること。

- ② 本町から支払いを受けた返礼品に係る費用について、各返礼品提供事業者へ支払うこと。なお、各返礼品提供事業者への支払いに係る振込手数料については、本業務委託料に含むものとする。
  - ③ 本町へ返礼品の調達費用を請求する際は、返礼品の調達費用と送料の内訳を明示する等、内容の詳細がわかる資料を添付すること。
- (4) 新たな返礼品の企画及びプロモーションに関する業務
- ① 新たな返礼品の企画、開発を継続的に行うこと。
  - ② 返礼品提供事業者と情報交換を行い、返礼品の登録申請、修正等随時行うこと。
  - ③ 返礼品の開発においては、総務省が示す地場産品基準に適合していること。
  - ④ 返礼品として登録及び修正する場合は、本町と協議すること。
  - ⑤ 寄附情報について分析を行い、返礼品の動向や市場の流行を把握すると共に、寄付額向上につながるプロモーションを本町に提案し、協議すること。
  - ⑥ 各ポータルサイトにおけるSEO対策を継続して実施すること。対策に係る必要経費は、委託料に含むものとする。
  - ⑦ 各ポータルサイトにおいて、定期的に広告宣伝を実施すること。宣伝に係る必要経費は、委託料に含むものとする。
  - ⑧ 本町が指定するポータルサイトについて、自治体ページ、返礼品の詳細ページ等の更新及び修正を随時実施すること。
- (5) その他ふるさと納税関係業務に関すること
- ① 寄附金の確認ができたものについて、受領証明書等を作成し、寄付者へ発行すること。
  - ② ワンストップ特例申請の受付業務に係る事務を行うこと。
  - ③ 本町の目指す寄附額達成のため、効果的な支援及び提案を随時行うこと。
  - ④ 円滑な事業運営のため、受託者は本町と適宜報告、打合せを実施すること。
  - ⑥ 委託業務の主な内容に掲載のないものについて、必要に応じ本町と協議すること。

## 7 委託に関する前提

### (1) 寄付管理システムについて

現在、本町において利用している下記のシステムを使用すること。同システムの利用ができない場合は、事前に協議すること。

提 供：株式会社Workthy

システム：ふるさと納税do

### (2) ポータルサイトについて

現在、本町が利用している下記のサイトを委託後も継続して利用すること。ポータルサイトの追加又は削除する場合は、事前に協議すること。

- ① ふるさとチョイス（運営者：株式会社トラストバンク）
- ② 楽天ふるさと納税（運営者：楽天グループ株式会社）

- ③ さとふる（運営者：株式会社さとふる）
- ④ ふるなび（運営者：株式会社アイモバイル）
- ⑤ auPAYふるさと納税（運営者：auコマース&ライフ株式会社、KDDI株式会社）
- ⑥ JR東日本（運営者：東日本旅客鉄道株式会社）
- ⑦ セゾンノふるさと納税（運営者：株式会社クレディセゾン）
- ⑧ JALふるさと納税（運営者：株式会社JALUX）
- ⑨ ふるさとズ（運営者：株式会社サンカクキカク）
- ⑩ Amazon（運営者：アマゾンジャパン合同会社）
- ⑪ KABU&（運営者：株式会社カブ&ピース）
- ⑫ Vふるさと納税（運営者：株式会社エスシー・カードビジネス）
- ⑬ LINEヤフー（運営者：LINEヤフー株式会社）
- ⑭ dショッピングふるさと納税百選（運営者：株式会社オールアバウトライフマーケティング）

(3) 寄付額の推移

本町の過去3年間における寄付受入状況は、下記のとおり。

	寄附金額	寄附件数	特例申請書受付件数
令和7年度	42,908,000円	1,291件	293件
令和6年度	39,575,000円	1,440件	320件
令和5年度	32,603,000円	1,371件	304件

8 見積書について

(1) 金額の表記

清水町ふるさと納税支援業務委託企画提案方式実施要領における企画提案書提出に必要な見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含む委託料とする。

(2) 見積書作成時の参考受入額

- ① 寄付金額 40,000,000円
- ② 寄附件数 1,400件
- ③ 特例申請書受付件数 320件

(3) 見積項目

- ① 業務委託料（下記②及び③を除く本仕様書に記載する業務とする。）
- ② 受領証明書及びお礼状並びに寄附金控除に係る申告特例申請書の印刷及び発送に係る委託料単価
- ③ 申告特例申請書受付業務に係る委託料単価

(4) 見積に含めないもの

以下は、本町が別途支払うため、委託料の見積から除くこと。

- ① 返礼品提供事業者への返礼品代
- ② 返礼品の配送に係る費用
- ③ その他本町が適当と認める経費

(5) 見積限度額

令和8年度の寄附金額の8.8%を上限とする。

寄附金額40,000,000円×8.8%=3,520,000円

上限額には、消費税及び地方消費税を含む。

(6) 留意事項

- ① 見積限度額は、予定価格（予算の上限額）を示すものではない。
- ② 契約は、上記見積項目に準拠し、経費率50%以下となるようにすること。
- ③ 委託料については、寄附金額により増減する可能性がある。

9 寄附情報等の保存

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

10 再委託

本業務を再委託する場合は、あらかじめ本町へ相談の上、書面にて報告すること。

11 委託料の支払い

委託料の支払いについては、本町に業務実施状況を報告し、請求書を送付すること。

12 返礼品に係る費用の支払い

- (1) 受託者は、毎月末締めで返礼品提供業者の出荷実績に基づき、返礼品に係る費用を取りまとめた請求書を本町へ提出すること。
- (2) 本町は、(1)の請求に基づき、返礼品に係る費用を支払う。
- (3) (2)で本町から支払いを受けた返礼品に係る費用を、各返礼品提供事業者へ支払うこと。

13 報告及び検査

本町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

14 業務報告書の提出

- (1) 受託者は、業務の履行の経過を月ごとに業務報告書として提出すること。なお、報告書の様式は任意とするが、業務内容、業務の進捗状況、寄附金額及び寄附件数、返礼品配送実績及び発送状況、各種問い合わせ内容、クレーム対応履歴等について記載すること。
- (2) 受託者は、履行期間終了後に年次業務報告書を提出すること。なお、報告書の様式は任意とする。
- (3) 業務の実施に影響を与える事態が発生した場合については、直ちに業務報告書を提出し、本町と協議を行うこと。

## 15 情報セキュリティの確保及び個人情報の保護

- (1) 本業務の履行に当たり個人情報を含む本町の情報資産の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。これは、契約の解除または業務履行完了後においても同様とする。受託者は、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、また不正な目的で使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 個人情報等の取扱いについては、清水町個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 返礼品提供事業者の個人情報の取扱いに関して、指導、助言、監督をすること。

## 16 その他

本仕様書に記載のない事項、その他業務の履行上必要な事項については、本町と協議を行い、指示に従うものとする。